遠い空から
～元気に頑張っています～

高知弁護士会会員
中村ひまわり基金法律事務所
福永 悦史(71期)
Etsushi Fukunaga

1. 中村ひまわり基金法律事務所の紹介

中村ひまわり基金法律事務所は、高知県西部、四万十川の流れる四万十市(旧中村市)に、2007年に設置された公設事務所です。

私は、東京フロンティア基金法律事務所で2年間の養成を受けた後、2021年の1月から、中村ひまわり基金法律事務所の5代目所長としてこの地に赴任しました。

四万十市を管轄する高知地家裁中村支部・中村簡易裁判所は、高知県西部の3市3町村(四万十市、宿毛市、土佐清水市、黒潮町、大月町、三原村)を管轄とし、管内人口は約8万人です。

高知地家裁中村支部には、支部長裁判官1名が常駐し、中村簡易裁判所には他支部との兼任の裁判官が週2日在廷しています。また、検察庁中村支部には検察官(正検事)が1名常駐しています。

2022年11月現在、支部管内の人口約8万人に対し、弁護士は法テラスのスタッフ弁護士1名と2019年に独立開業された弁護士1名と私の計3名です。四万十市から高知市内へ法律相談に行くには、片道2時間はかかることから、中村支部管内における弁護士一人一人の役割は大きなものとなっています。

2. 四万十市の紹介

四万十市を含む幡多地域は、東西に長い高知県のうちでも最西部に位置し、県のやや東側にある高知市からは約110キロの距離があります。高速道路や自動車道はまだ半ばまでしか建設されていないため、四万十市から高知市内まで、車か特急列車で約2時間、しかも特急列車は2時間に1本という状況です。

四万十市から東京へは、飛行機や特急列車の待ち時間を含めると片道7時間近くかかります。そのため、四万十市からさらに車で45分程度の距離にある土佐清水市は、東京から最も遠い市ともいわれています。

旧中村市には、今から約550年前に、前関白の一條教房公が応仁の乱を避け、この地に下向し京都を模したまちづくりを始めたことから、四万十市は「土佐の小京都」と呼ばれるなど、高知市とは異なる独自の文化が発達しています。当時の御所の跡地には一條神社が建てられ、市民からは「いちじょこさん」と親しまれています。

また、四万十市には、四国最長の川で、「日本最後の清流」といわれる四万十川が流れており、火振り漁などの伝統的な漁法や、増水時には水面下に沈む欄干のない橋である沈下橋など、四万十川ならではの特徴的な川との生活、景観が残っています。豊かな水量と川幅にめぐまれた清流は、カヌーやボート、キャンプなど、アウトドアライフのメッカとしても人気があります。

さらに、黒潮町から四万十市、土佐清水市にかけては太平洋を東南に受けたビーチがいくつも連なっており、サーフィンスポットとして有名です。そのため、サーフィン目的で県外から移住してくる人もいます。

3. 中村ひまわり基金法律事務所での活動等

(1) 受任事件の特徴

これまで前4代の先生方のご活躍もあり、現在事務所には毎月10件から15件程度の新規の相談が継続的に入ってきます。相談内容は、遺産分割、離婚、債務

整理の割合が多いですが、地方ならではの近隣紛争の相談がそれなりの数あります。

受任事件の割合としては、民事・家事・裁判所選任事件が5割、債務整理が2.5割、刑事事件が2.5割くらいです。

刑事事件は、中村支部管内の事件を弁護士3名で回しているため、常時3～5件抱えている状況ですが、警察署の留置施設、拘置支所がともに、事務所から車で5分程度の距離にあるため、東京にいたときほど、接見の負担感はありません。この点については、他のひまわり基金法律事務所と比べ非常に恵まれていると感じています。

裁判所選任事件としては、これまでに、成年後見人・管財人・個人再生委員・相続財産管理人・清算人・特別代理人選任事件を受任しました。成年後見事件が、ここ数年で急増していますが、それに対して、中村支部管内の専門職後見人の受け手が不足している印象です。

(2) 外部機関との連携等

通常の事件活動以外にも、消費者問題や不当要求防止にかかわる講演を担当させていただいたり、県立病院の倫理委員を務め新規の治療方法について法的倫理的な問題点についての議論に参加させていただいたりしています。

また、高齢者等の権利擁護支援にかかわるブロック別協議会に参加させていただいており、今後は、中村支部管内における専門職後見人不足の問題など、成年後見事件に関する地区の課題解決のために少しでも協力できればと思っています。

(3) 食べ物

高知県は全体として日本酒やカツオのタタキが有名ですが、四万十市ではこれに加え、四万十川で獲れる天然の鰻、鮎などの川魚や、川エビ、アオサ海苔、さらには、近隣の土佐清水市で水揚げされる清水サバ、山間の地域の山菜などが楽しめ、食通にはたまらない地域です。

(4) 趣味

私はジョギングが趣味で、毎週土日の朝に1時間ぐらいかけて、四万十市内の風光明媚な名所を走りながら楽しんでいます。四万十川では欄干のない沈下橋が有名な観光スポットとなっているのですが、片道1時間ぐらいかけてその沈下橋まで走ることもあります。また、昨年の夏には、四万十川沿いを河口に向けて走り続け、サーフィンスポットとしても有名な海を見ました。季節によっては、四万十川沿いに「菜の花の森」が一面に広がったり、水車がある水路沿いにあじさいの花が咲き誇ったりします。事件で少々のストレスがたまっても、土日に雄大な自然の中を走ることでリフレッシュでき、業務に邁進できています。

4. 最後に

私は四万十市へ赴任する前は第二東京弁護士会の都市型公設事務所である東京フロンティア基金法律事務所で2年間養成を受けており、第二東京弁護士会の先生方には、事件の共同受任や委員会など、いろいろな場面で大変お世話になりました。この場を借りて厚く御礼申し上げます。

中村ひまわり基金法律事務所に赴任して1年と11か月ほどになった2022年10月末現在、新規相談件数296件、受任件数（引継ぎ事件含む）は182件でした。司法過疎地支援がまだまだ必要であることをうかがわせる数字であると感じています。ひまわり基金法律事務所での活動は、弁護士としての存在価値を改めて認識させてくれるもので、大変やりがいのあるものでした。残り任期が少なくなってきましたが、最後まで微力ながら尽力していきますので、今後もご指導、ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。